

仕様書

1 件名

1人1台端末活用研修委託業務

2 委託の期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 研修の対象と実施場所

対象：福島県内の市町村教育委員会及び福島県教育委員会関係者

場所：研修会は県内地域ごとに計7か所で開催する

(1) 県北地域

No.	自治体名
1	福島市教育委員会
2	川俣町教育委員会
3	伊達市教育委員会
4	桑折町教育委員会
5	国見町教育委員会
6	二本松市教育委員会
7	大玉村教育委員会
8	本宮市教育委員会

(2) 県中地域

No.	自治体名
1	郡山市教育委員会
2	須賀川市教育委員会
3	鏡石町教育委員会
4	天栄村教育委員会
5	石川町教育委員会
6	玉川村教育委員会
7	平田村教育委員会
8	浅川町教育委員会
9	古殿町教育委員会
10	田村市教育委員会
11	三春町教育委員会
12	小野町教育委員会

(3) 県南地域

No.	自治体名
1	白河市教育委員会
2	西郷村教育委員会
3	中島村教育委員会
4	矢吹町教育委員会
5	泉崎村教育委員会
6	棚倉町教育委員会
7	塙町教育委員会
8	矢祭町教育委員会
9	鮫川村教育委員会

(4) 会津地域

No.	自治体名
1	会津若松市教育委員会
2	磐梯町教育委員会
3	猪苗代町教育委員会
4	喜多方市教育委員会
5	北塩原村教育委員会
6	西会津町教育委員会
7	会津坂下町教育委員会
8	湯川村教育委員会
9	柳津町教育委員会
10	会津美里町教育委員会
11	三島町教育委員会
12	金山町教育委員会
13	昭和村教育委員会

(5) 南会津地域

No.	自治体名
1	南会津町教育委員会
2	下郷町教育委員会
3	檜枝岐村教育委員会
4	只見町教育委員会

(6) 相馬地域

No.	自治体名
1	新地町教育委員会
2	相馬市教育委員会
3	南相馬市教育委員会
4	飯館村教育委員会

(7) 双葉・いわき地域

No.	自治体名
1	浪江町教育委員会
2	葛尾村教育委員会
3	双葉町教育委員会
4	大熊町教育委員会
5	富岡町教育委員会
6	川内村教育委員会
7	檜葉町教育委員会
8	広野町教育委員会
9	いわき市教育委員会

4 事業概要

本事業は、昨年6月に文部科学省が公表した「公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱等の制定について」に示された公立学校情報機器整備事業の方向性に基づき、本県の特性を考慮した上で、1人1台端末の活用に係る研修業務を実施するものである。

本件の特性として現在、福島県内の小中学校においては約7割がiPad端末

を活用しているが、「公立学校情報機器等整備事業」においては、その多くが Chromebook 端末へ移行する予定である。

5 業務管理体制

本事業を遂行するため、品質維持のための実施体制を構築し、構成メンバーにあたっては、所有する資格、実績を含め具体的に示すこと。なお、業務にあたっては、文部科学省等の動向に対応したものとすること。

委託契約期間の途中で体制が変更になる場合は、事前に福島県（以下、「県」という。）と協議し、業務に支障のない体制を維持すること。

6 ICT 利活用研修要件

以下の条件を満たし、具体的な実施内容を提案すること

(1) ICT 利活用研修

ア 時期：2月～3月を予定

イ 対象：福島県内の市町村教育委員会関係者（計59教育委員会）及び福島県教育委員会関係者（各教育委員会2名程度の参加を想定）

ウ 回数：7回（1回あたり最大30名）

エ 場所：指定場所（会場は県が確保するが、インターネット回線が必要な場合は受注者が手配すること）

オ 方法：集合形式を基本とし、参加が難しい方はオンライン形式

カ 概要：iPadやWindowsからChromebookへ端末が切り替わる自治体を主として、切り替わった際の移行に関わるポイントや留意点、利活用場面に関する研修

(2) 上記研修の開催日程や内容の詳細は、県と協議のうえ決定するものとする。

(3) ICT 利活用研修に関する要求事項

ア 研修カリキュラムはGoogle社が認定する認定トレーナーにより開発されていること。

イ 教職員が習得した知識・スキルの活用を研修内で体験できる演習やワークショップを組み込んだ参加型研修としてカリキュラムを組み立てること。

ウ 研修実施者は、Google社が認定する認定トレーナー資格を保持する者が所属している企業であること。

エ 研修実施者は、直近3年間において教育情報化に関連する政府系事業の受託実績を有する会社に属していること。

オ 研修実施者は、Google社の実施する教育機関向け研修の講師実績を有する会社に属していること。

カ 研修実施者は、Apple社が認定するApple Professional Learning Specialistの認定を保持する社員が所属している企業であること。

(4) 成果品

ア 提出・納品する書類

書類は以下のものを提出・納品すること。（※括弧内は発注者が想定する提出時期）

(ア) 業務計画書（業務着手時、随時）

(イ) 業務体制図（業務着手時）

(ウ) 業務完了報告書（業務完了時）